

Q223. 労基法に基づく残業代（時間外割増賃金）計算の基礎となる時間外労働時間とは、どのような時間のことをいいますか。

労基法に基づく残業代（時間外割増賃金）計算の基礎となる時間外労働時間とは、労基法 32 条の規制を超えて労働させた時間のことをいいます。

1 日 8 時間、週 40 時間（特例措置対象事業場では週 44 時間）を超えて労働させた時間は、原則として時間外労働時間に該当することになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎